

685. 數學ノ新基礎付ケニツイテ

内田 良道 (淡水中學)

第一章

「實數ハ非可附番集合ヲ作ル」ト云フ Cantor 証明法
= 對スル疑義ニツキテ並ニ Cantor 証明法ノ意味ス
ル処ニツキテ。

Cantor 証明法が不都合ナリト云へバ時代錯誤モ甚クシイトイフ御叱リヲ受ケタコトモアリマスガ。Cantor 証明法及ヒソレが正シト云ハレル方々ノ御意見ヲ充分考ヘマシタカ理解出来兼ホル息ガアリマス。

尚 Cantor 証明法ノ不充分ナコトハ Skolem ナドモ指摘シテ居ルコトデスシ、種々考ヘテ結果次ノヤウニ述ベテ宜敷カラウト考ヘマシタ。事柄ハ甚ダ簡單ナコトデスカラ理論ノ正否ハ直チニ明瞭ニナルト思ハレマスカラ御一読ノ上理論ノ缺陷アレバ御教示ヲ願ヘレバ幸デス。

1. Cantor 証明法ハ次ナリ。(Hobson: 實変数函
數論第一卷 82 頁)

「今 $(0, 1)$ 間ノ實數カ

$$\left. \begin{array}{l} w_1 = 0. a_{11} a_{12} a_{13} \dots \\ w_2 = 0. a_{21} a_{22} a_{23} \dots \\ \dots \dots \dots \dots \dots \\ w_n = 0. a_{n1} a_{n2} \dots \dots \dots \end{array} \right\} \dots \dots \dots (1)$$

ト可附番集合ヲ作りシトセヨ。

然ラバ $a_{ii} \neq p_{ii} (i = 1, 2, 3, 4, \dots)$ ヲ満足スル $p_{11}, p_{22}, p_{33}, \dots$ ヲ取り (但シ $p_{11}, p_{22}, p_{33}, \dots$ ハ皆 $1, 2, 3, 4, \dots, 9$ マデノ中ノ何レカノ數ヲ表ハストス) コレヨリ

$$w = 0. p_{11} p_{22} p_{33} \dots \dots \dots (2)$$

ヲ作レバ w ハ $(0, 1)$ ノ間ニ在リ、且ツ

(1)ノ何レトモ一致セズ、故ニ實數ハ可附番集合ヲ作り得サルモノナリ」

ト主張スルナリ。

問題ノ要点ハ「 ω ハ果シテ數ナリヤ」ニアリ。今之レヲ考究スルニ $\omega_1, \omega_2, \omega_3, \dots$ ハ何ヲ意味スルヤト云フニ「具体的ニハ何ナルヤ不明ナルガ、實數全体ガ兎ニ角 $\omega_1, \omega_2, \omega_3, \dots$ ト並べ得タトセヨ」ト云フ意ニシテ「具体的ニ $\omega_1 = \sqrt{2}-1, \omega_2 = \sqrt{3}-1, \dots$ 等ト並べ得タ」モノナラズ。故ニ

$$\omega_1 = 0. a_{11} a_{12} a_{13} \dots$$

ト書キシ意味ハ「モシ $\omega_1 = \sqrt{2}-1$ ナレバ $a_{11} = 4, a_{12} = 1, \dots$ 」又「若シ ω_1 ガ $\sqrt{3}-1$ ナレバ $a_{11} = 7, a_{12} = 3, \dots$ 」ナル」云々トイフ意味ニシテ、 ω_1 ガ「具体的ニ吾人ニ知ラレシトキハ必ず無限小數ニヨリテ表ハシ得ル」ト云フニ過ヤズ。

$\omega_1, \omega_2, \dots$ 如上ノ如キ意味ニ過ヤサル故、従ツテ各 $a_{11}, a_{22}, a_{33}, \dots$ 等ハ「 $\omega_1, \omega_2, \dots$ ガ具体的ニ定マレバ夫々確定スル」ト云フ意味ナリ。従ツテ各 $p_{11}, p_{22}, p_{33}, \dots$ モ結局ハ「0, 1, 2, ..., 9」マデノ何レカノ者トナルト云フニ過ヤズ。

論ヨリ証據「 p_{11} ハ何ト確定スルヤ」ト問カレタルトキハ「1, 2, 3, ..., 9」ノ何レカナリト答フルヨリ致シ方ナシ、即チカノル意味デノ確定ナリ。斯ク考フレバ $p_{11}, p_{22}, p_{33}, \dots$ ハ眞ノ意味ノ確定セルモノナラズ。然ラバ斯カル $p_{11},$

p_{22}, p_{33}, \dots を用いて作れる

$0, p_{11}, p_{22}, p_{33}, \dots$

が級数を作ると考へ得られること云々 = 然らず。 $0, p_{11}, p_{22}, \dots$ が級数を作ると $x = 1$ 各 p_{11}, p_{22}, \dots は wohl bestimmte Zahl となることが必要なり (級数の定義)。上の場合 $x = 1$ の条件を満足せざる故不可なり。 (尚、 $x > 1$ の場合 $= 0, p_{11}, p_{22}, p_{33}, \dots$ が数を表はすとすれば循環論 = なることハ容易 = 証明シ得!!)。

又假り $= 0, p_{11}, p_{22}, p_{33}, \dots$ が級数を作るとして $p_{11}, p_{22}, p_{33}, \dots$ が不明なれば $S_n = 0, p_{11}, p_{22}, \dots, p_{nn}$ が不明 = して従て収斂条件

$$|S_{n+m} - S_n| < \varepsilon$$

ハ意味ヲ + せず + あり!!

借て $0, p_{11}, p_{22}, p_{33}, \dots$ ハ級数を作らせず、コレが数を定むると云フ、ハ何ヲ根據トスルカ、ムシロ数を定むると考へる方が正当なり (今迄、数の處デハ)。即ち ω ハ数ナらず、故に ω が実数中ニアリ又ハ無シト云フことハ意味ナシ。

従つて Cantor の断定ハ不都合ナリ、Cantor 証明ハ排中律ノ濫用 = 排中律ノ成立スル場合デモ不當ナル結論ナリ。 (ト云へば吾人ハ如何ニモ排中律ヲ絶体ニ否定スルヤウデスが然ラズ。吾人が排中律ヲ使用スルト危険ダト云フノハ「現在ノ数組織ヲ以テシテハ排中律ハ使用出来ヌト云フナリ」) ヲ。ユノ意味 = 排中律ノ理論ハ正シト考へて

居リマス。

然し、實際ハ排中律ハ必要ト考ヘラレル故、吾人ハ数ノ組織
(超限数ノ)ヲ変ジテ排中律ヲ使用シウルコトヲ示サントス
ルナリ。絶体ノ否定ハセズ、其ノ方法ヲ以テスレバ使用シ得
ルコトヲ主張スルモノナリ、一吉附加シテ置キマス。

(注意1)

上ヨリ考ヘテ実数が $\omega_1, \omega_2, \dots$ ト可附番集合ヲ作ツス
トシテモ (各 $\omega_i (i=1, 2, \dots)$ が吾人ニヨリ確定セシ
ノラレストキニハ) 何等ノ不都合ナキコトヲ知リウ。
唯吾人、力ニヨリ明確ニ $\sqrt{2}-1, \sqrt{3}-1, \dots$ 等ト並ベエ
ラレザルコトハ確カナリ。(即本質的ニ可番集合ヲ作ルト
モ具体的ニ並ベエテルコトハ実行上ハ不可能ナリ。)

(注意2)

Cantorノ証明法ニハ欠陥アリト考ヘラレマスが然シ
Cantorノ証明法カラハ次ノ重要ノ決論が出マス。
若シ無理数が(実数ト無理数トハ同ジ濃度ナル故実数ノ
可附番性ヲ証スルニハ無理数ノ可附番集合ヲ作ルコトヲ
証セバ可ナリ)可番集合ヲ作ルトシテモ「各無理数 $\beta_1,$
 β_2, \dots ニハ明瞭ニ定ツタ有理数 a_1, a_2, \dots ガ夫
々(1.1)對應スルコトヲ示スコトハ不可能ナリ(之レ
ハ常ニ要求セラルルコトニ、斯カル証明ヲナサザレバ不
可ナリト要求サレマシタ)。

何トナレバ「モシ各 β_1, β_2, \dots ニ對シ夫々明瞭ニ定マ
ツタ有理数 a_1, a_2, a_3, \dots ガ(1.1)對應スルコト

ヲ証スル = ハ、無理数ノ全集合中ヨリ指定サレタ有理数 a_1, a_2, \dots = 対シ夫々対応者 β_1, β_2, \dots カ選出シ得ラルルコトヲ示サザルベカラズ。」

コノコトハ結局「吾人ノ力 = ヨリ各 a_1, a_2, \dots = 対スル β_1, β_2, \dots カ具体的 = 選出シ得ルコトヲ示スコトナリ」。結局 = 於テ吾人ノ力 = ヨリテ無理数ヲ例ヘバ $\sqrt{2}-1, \sqrt{3}-1, \dots$ 等ト並ビ得ン事トナリ。(注意 1 及ビ 3) = ヨリ不可能ナル故ナリ。

故 = 無理数が可附番集合ヲ作ルコトヲ証スル = ハ (実数ノ時モ同シナリ)。

(i) 各 β_i ノ對者 a_i ハ對應ノ各階段 = 於テ變動スルコトヲ要スルナリ。但シ各對應ノ各階段 = 於テハ必ず各 β_i = 對シ夫々一定ノ有理数 a_i が對シ、極限 = 於テモ必ず或ル有理数 \bar{a}_i が對スルモノナルコトヲ示サザル可ラズ。

(ii) 又ハ間接ノ証明法ヲ取ラザルベカラズ、即チ各 β_i = ハ夫々一定ノ有理数 a_i が對スルト云フ形式ヲ取ラズ = 「或ル可附番集合ト無理数ノ集合トが (1.1) 對應ヲナスベキモノ」ナルコトヲ示スヨリ致シ方ナシ。

(i) ハ次章ノ定理 2 ノ証明形式 = テ (ii) ハ次章ノ定理 1 ノ証明形式ナリ。

コノ注意ヲ共ヘテ次ノ定理 1 及定理 2 ヲ証セン。

(注意 3) 尚此処 = テ次ノ注意ヲナシ置クハ必要ト思ハレマス。

(1) モシ実数が實際非可附番集合ヲ作ルモノナラ $\omega_1, \omega_2,$

-----ト並べ上げラレナイモノナリ故。 $\omega_1, \omega_2, \dots$ ト並べ上げクト考フレ、ハーツノ假定ナル故各 $\omega_1, \omega_2, \dots$ ハ全ク不明ノモノナリ。従ツテ各 p_{11}, p_{22}, \dots ハ不定トナリ 其ノ結果 $0, p_{11}, p_{22}, p_{33}, \dots$ ハ数ヲ定メヌコトトナリ *Cantor*ノ証明法ハ成立セヌナリ。

(4) モシ又、実数が實際可附番集合ヲ作ルモノナラ $\omega_1, \omega_2, \dots$ ト並べ上げラレテ宜シキモノ数 $0, p_{11}, p_{22}, p_{33}, \dots$ ガ数トナルコトハ有リ得カレナリ (コレガ数トナレバ ω ガ数トナリ、 $\omega_1, \omega_2, \dots$ 中ニナキ数 ω ガアルコトトナリ、実数が $\omega_1, \omega_2, \dots$ ト並べシルコトが出来ナクナル故ナリ)。

即チコノ時 $\omega_1, \omega_2, \dots$ ハ吾人ニハ全然知リ得ヌモノナリ!!

コレ (注意2)ノ所論ト一致ス。且ツ *Cantor*ノ証明ハ成立セヌナリ。

結局、実数が非可附番集合ヲ作ルモノ亦ハ可附番集合ヲ作ルトシテモ、何レニシテモ *Cantor*ノ証明法ハ失敗トナルナリ。

第二章

コノ章ニテハ $(0, 1)$ 間ノ実数ハ可附番集合ヲ作ルモノナルコトヲ証セントス。ニツノ証明法ヲ映フ。(他ニモマダ証明法ハアリ)

(定理1)

$(0, 1)$ 間ノ実数ハ可附番集合ヲ作ル。

(証明)

Dedekind = ヨレバ無理数ハ有理数解ノ切断ニヨリ定義シウルナリ。即チ β フーツノ無理数トスレバ

$$\beta = (A/B) \text{-----} (1)$$

トシテ定メウルナリ。

但シ A, B ハ共ニ有理数ノミヨリナル集合ニシテ A = ハ最大者ナク、 B = ハ最小者ナレ。

逆ニ A (又ハ B) フ映フレバ β ハ確定スル故、無理数ノ集合ハ A ノ作ル集合ト (1.1) 對蹠ヲナスベシ。故ニ無理数ノ集合 N ガ可附番ナルコトヲ証スルニハ A ノ作ル集合ガ可附番ナルコトヲ示セバ可ナリ。次ニ帰謬法ヲ用ヒテ証セン。

今 N ガ非可附番集合ヲ作レトセヨ。然ラバ A ノ作ル集合 Q モ亦非可附番集合ヲ作ルナリ。

然ルニ A ノ作ル集合ハ (0.1) 向ノ有理数ヲ大サノ順其ノマシニテ數ヘ上ガテ作リシ集合 P ト同濃度又ハコレ以下ノ濃度ナリ。

「∵ 有理数ヲ大サノ順ニ數ヘ上ガルコトハ各 A ノ元素ヲーツーツ數ヘ上ガヌコトトナリ、明カニ各 A フ一單位ト考ヘテ作リシ集合 Q ヨリ (即チ $Q = (A_1, A_2, A_3, \dots)$ ナリ) 小ナル濃度トナルコト能ハズ、故ニ P ハ Q ヨリ大カ又ハ同濃度ノモノナリ。」

故ニ P ハ又非可附番集合ヲ作ルナリ。

然ルニ一方ヨリ考フレバ P ハ有理数ノミヲ元素トスル集合ナル故、明カニ可附番集合ヲ作ル。之レ上述ノコトト矛盾

ス。之レ即チ \mathbb{N} が非可附番集合ヲ作ルコトノ不可ナルコトヲ示スナリ。即チ全無理数ヨリ作ラレシ集合 \mathbb{N} は可附番集合ヲ作ルベシ。 Q. E. D.

(注意 1)

勿論有理数ヲ大サノ順ソノマニニテ数ハ上ゲルコトハ実行ハ不可能ナルガ、假リニ有理数ヲ大サノ順其ノマニニシテ数ハ上ゲタトキニハ可附番集合ト考フベキカ又ハ非可附番集合ト考フベキカト質問サレシトキハ如何ニ答フベキカ。コトキハ「可附番集合ヲ作ルト考フベキナリ」ト答フルヨリ致シ方ナカルベシ。

何トナレバ有理数ハ可附番集合ヲ作ルモノナリ。然ラバ之レヲ如何ナル順ニ数ハ上ゲテモ常ニ可附番集合ヲ作ルベキモノナリ (集合論ノ基本定理!!)。故ニ上ノ如キ結果トナルナリ。

同一ノ集合ガ数ハ方ニヨリ可附番集合トナリタリ、非可附番集合トナルトセバ何モ可附番集合ト非可附番集合ハ性質ノ全然異ナルモノナリト云フ必要ニ認メラレザルナリ。

(注意 2)

無理数ガ可附番集合ヲ作ルト云ハバ「可附番集合ハ自然数ト (1.1) 對應ヲナスモノナル故無理数ガ可附番集合ヲ作ルトイフナラ、自然数ト (1.1) 對應ヲナスコトヲ示セ」ト云フ要求アルヤニ知レズ。之レノ答ハ次ナリ。

間接証明法ヲ用ヒテ何故不可ナルヤ。何ソデモ皆直接証

明法ヲ取ル必要ハナキ答ナリ。証明ノシ易キ方法ニテ証明シテ充ルト爲フ。

特ニコノ場合ニハ「無理數ガ「タトイ可附番集合ヲ作ルトモ」吾人ノ力ニテ $\beta_1, \beta_2, \beta_3, \dots$ ト並ニ上ケルコトハ不可ナルコトハ第一章ノ(注意 2,3) 中ニ述べオケル答ナリ。」

従ツテ直接ニカ、ルコトヲ証スルハ困難ニテ、カ、ル証明ヲ用フル必要ナキト思惟スルガ、是非必要トノコトナレバ次ノ如クシテ証明セシ。 (第一章注意 2 参照)

(定理 2)

$(0, 1)$ 間ノ無理數ハ、モシ「 $1, 2, 3, 4, \dots \rightarrow \omega$ 又ハ $1, 2, 3, 4, \dots \rightarrow \omega$ 」ヲ假定スレバ「可附番集合ヲ作ル、

(証明) N ヲ無理數ノ集合、 R ヲ有理數ノ集合トス。

$(0, 1)$ 間ノ任意ノ無理數 β_i ハ常ニ無限小數ニテ表ハシ得、且ツ唯一種ノ方法アルノミナルコトハ吾人同知ノコトナリ。コレヲ基礎トシテ理論ヲ進メシ。

今、 $0, b_{i1}, b_{i2}, b_{i3}, \dots \rightarrow \beta_i$ ナリシトセヨ、
コノトキ便宜上、コレヲ

$$(b_{ik})_{k \rightarrow \omega} \rightarrow \beta_i \text{ ----- (1)}$$

ト表ハスコトトス。

吾人ハ次ノ規則ヲ定メ、有理數ト無理數トヲ對應セシム。

(I) $\beta_i =$ ハ有理數 b_{i1} ヲ對サシム。(即チ $0, b_{i1}$ ヲ $\beta_i =$ 對スルナリ。)

(II) 若シ上ノ方法ニテ b_{i1} が既ニ他ノ無理数 β_1 = 對應セシメラレシ後 +レバ (又ハ b_{i1} β_1 = 對スル必要アリシ時ニハ) 新ニ b_{i2} ヲシテ β_i = 對サシム。(即チ $0 \cdot b_{i1} b_{i2}$ ヲシテ β_i = 對サシムルナリ)。

(III) 若シ上ノ方法ニテ $b_{i1}, b_{i2}, b_{i3}, \dots, b_{ik}$ 迄が既ニ他ノ無理数 $\beta_1, \beta_2, \dots, \beta_k$ = 對應セシメラレシ後 +レバ (又ハ 新ニカクスル必要アルナレバ) 新ニ $b_{i(k+1)}$ ヲシテ β_i = 對サシム。(即チ $0 \cdot b_{i1} \dots b_{ik} b_{i(k+1)}$ ヲシテ β_i = 對サスナリ)

(IV) モシ $b_{i1}, b_{i2}, b_{i3}, \dots$ ノスベテが他ノ無理数群 (β_1, β_2, \dots) = 對應セシメラレシ後 +レバ (又ハ 新ニカツ對應セシメル必要アリシトキハ) 1ツツ^ニツ^ニ撰シテ β_i = ハ b_{i1} β_1 對セシメ (β_1, β_2, \dots) = ハ 夫々 b_{i2}, b_{i3}, \dots β_i = ハ $0 \cdot b_{i1} \beta_1$ = ハ $0 \cdot b_{i1} b_{i2}, \beta_2 =$ ハ $0 \cdot b_{i1} b_{i2} b_{i3}, \dots$ 以下同様ニ對サシムルナリ)

$$\text{即チ } \left. \begin{array}{cccc} \beta_i, & \beta_1, & \beta_2, & \beta_3, & \dots \\ \vdots & \vdots & \vdots & \vdots & \\ b_{i1}, & b_{i2}, & b_{i3}, & b_{i4}, & \dots \end{array} \right\} \dots (2)$$

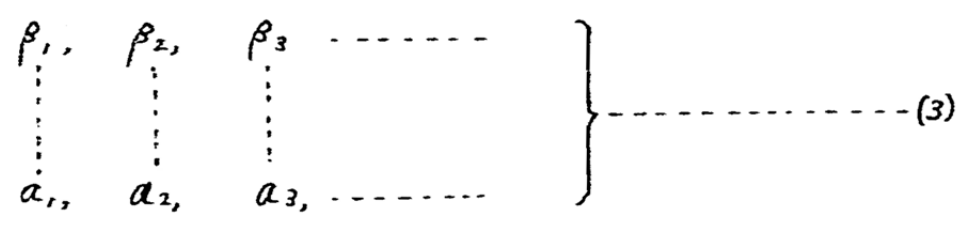
ト對サシム。(但シ b_{il} ハ $0 \cdot b_{i1} b_{i2} \dots b_{il}$ 1 β_l β_l = ハ $0 \cdot b_{i1} b_{i2} \dots b_{il} \beta_l$ β_l = ハ $0 \cdot b_{i1} b_{i2} \dots b_{il} \beta_l$ 以下同様トス)。

今、上ノ方法ニヨリテ $N_i = (\beta_1, \beta_2, \dots)$ + ル一群ノ無理数ニ對シ夫々一群ノ有理数群 (a_1, a_2, \dots) が對セシトセヨ。

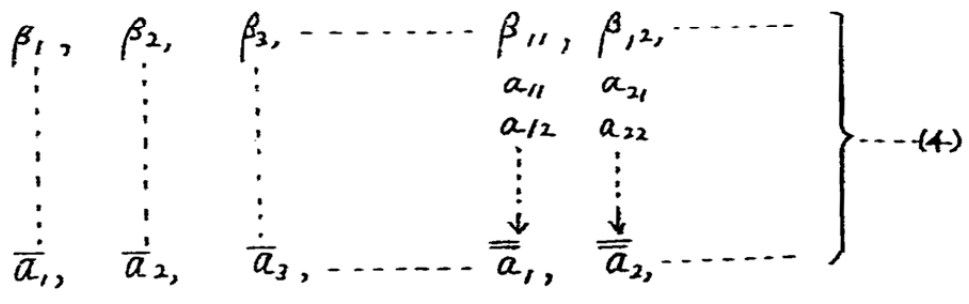
$\omega = \omega_1 = (\beta_{11}, \beta_{12}, \dots)$ 且ツ $(\beta_{1k})_{k \rightarrow \omega} \rightarrow \beta$
 十ル他ノ一群ノ無理数群ヲ附加スルモ有理数ノ集合 (c_1, c_2, c_3, \dots) ヲ適當ニ取ルコトニヨリ、 $N_1 + \omega_1 = (\beta_1, \beta_2, \dots, \beta_{11}, \beta_{12}, \dots)$ 十ル無理数群ノ各元素 $(\beta_1, \beta_2, \beta_3, \dots)$ 及ビ $(\beta_{11}, \beta_{12}, \dots)$ ト $(c_1, c_2, c_3, c_4, \dots)$ トヲシテ (1.1) 對應ヲ十サシメウルトリ。其ノ証明次ノ如シ。(コレヲ規則 (V) トス)

(証明)

今無理数ノ集合ヲ N トス。 N ノ部分集合 N_1 迄ハ有理数ト (1.1) 對應ヲ十セシトセヨ。即チ



十リシトセヨ。 $\omega = \omega_1 = (\beta_{11}, \beta_{12}, \dots)$ (ω -type) 十
 一テ $(\beta_{1i}) \rightarrow \beta$ トス) ヲ附加スルト (I), (II), (III), (IV) =ヨリ



ト對サシメ得。

Γ : β_1 ハ初メ a_1 = 對セシガ ω_1 ノ導入ニヨリ (I), (II), (III), (IV) ; 規則ニ從ツテ順次ニ $a_{11}, a_{12}, a_{13}, \dots$ = 對セシトセバ sequence (a_{1i}) ハ單調増加数列十ル故ニ

ツノ極限 \bar{a}_1 ヲ決定ス。ユノトキ「 n_1 ノ導入 = ヨリ β_1 ハ \bar{a}_1 ニ對スルモノ」ト定ム。 β_2, β_3, \dots 等ニ對シテモ同様ノコトガ成立スル故 (4) ヲ得ルナリ」

次ニ (4) ノ $(\bar{a}_1, \bar{a}_2, \dots), (\bar{a}_1, \bar{a}_2, \dots)$ ノ中ニハ同ジモノモアリ、又無理數トナルモノモアルベシ。但シ無理數ノトキハ皆同一ノ無理數 β トナルナリ。他ノ無理數ノ起ルコトナシ。ユノトキニツノ場合 (a), (b) = 今チヲ考フ。

(a) 無理數 β ノ表ハレシ場合ヲトルトス。

$$\left. \begin{array}{l} \text{ユノ時 } \beta = \text{對スル無理數群ヲ } (\bar{\beta}_1, \bar{\beta}_2, \bar{\beta}_3, \dots) \\ \text{同ジ } \bar{a}_1 = \text{對スル } \quad \quad \quad (\bar{\beta}_{11}, \bar{\beta}_{12}, \dots) \\ \text{同ジ } \bar{a}_2 = \text{對スル } \quad \quad \quad (\bar{\beta}_{21}, \bar{\beta}_{22}, \dots) \\ \dots \\ \dots \end{array} \right\} (5)$$

トセヨ。

斯ク β 及ビ $\bar{a}_1, \bar{a}_2, \dots$ = 對スルモノガ多數アリシトセヨ。

又 $0, b_1, b_2, b_3, \dots \longrightarrow \beta$ ナリシトセヨ。

然ラバ凡テ $(\bar{\beta}_1, \bar{\beta}_2, \dots), (\bar{\beta}_{11}, \bar{\beta}_{12}, \dots), (\bar{\beta}_{21}, \bar{\beta}_{22}, \dots), \dots$

ヲシテ $(\bar{a}_1, \bar{a}_2, \bar{a}_3, \dots, \bar{a}_1, \bar{a}_2, \dots, 0, b_1, 0, b_1, b_2, 0, b_1, b_2, b_3, \dots) = (1, 1)$ 對應ヲナシメ得。

($\because n_1$ 元素ノタメ移動スル數ノ個數ハ最大限可附番集合ヲ作ルノミナル故ナリ)。

斯クシテ N_1 及ビ n_1 ノ凡テノ元素及ビ β ヲシテ夫々相異ナル一ツノ且ツ唯一ツノ有理數 (e_1, e_2, e_3, \dots)

= 對 + シメ 得。

即チ (a)ノ 場合ニハ アル 延 迄 無 理 數 群ト 有 理 數トガ
(1.1) 對 應ヲ + セ ル ト キニハ、コレニ 可 附 添 個ノ 無 理 數
ヲ 附 加 ス ル モ 常ニ 有 理 數ト (1.1) 對 應ヲ + シメ ウ ル
ナリ。

b) 無 理 數ノ 表 ハ レ ガ ル 場 合

コノ 時ニモ $(\bar{a}_1, \bar{a}_2, \dots, \bar{a}_1, \bar{a}_2, \dots)$ ノ 中
ニハ 同ジモ1アルナリ。

次ニ $0 \cdot d_1 d_2 d_3 \dots \rightarrow \bar{a}_i$ トセヨ。

今、 \bar{a}_1 ヲ 極 限ト ス ル モ1ガ (イ) 無 數ニアル時ニテモ、
(ロ) 有 限 個アルノミナル時ニテモ 常ニ 次ノ如クシテ 有 理 數
ト (1.1) 對 應ヲ + シメ 得：

即チ

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{同ジ } \bar{a}_1 = \text{對スル無理數群ヲ } (\beta'_{11}, \beta'_{12}, \dots) \\ \text{同ジ } \bar{a}_2 \quad " \quad " \quad " \quad " \quad (\beta'_{21}, \beta'_{22}, \dots) \\ \dots \dots \dots \dots \dots \dots \dots \dots \dots \dots \dots \dots \dots \dots \dots \\ \text{同ジ } \bar{a}_1 \quad " \quad " \quad " \quad " \quad (\beta''_{11}, \beta''_{12}, \dots) \\ \dots \dots \dots \dots \dots \dots \dots \dots \dots \dots \dots \dots \dots \dots \dots \end{array} \right\} \text{トス}$$

又 $0 \cdot d_1, 0 \cdot d_1 d_2, \dots = \bar{c}_i =$ 對 應 添 ト + レル 無
理 數 群 $(\beta_{d_1}, \beta_{d_2}, \beta_{d_3}, \dots)$ ヲ トシテ $(\bar{a}_1, \bar{a}_2,$
 $\dots, \bar{a}_1, \bar{a}_2, \dots, 0 \cdot d_1, 0 \cdot d_1 d_2, 0 \cdot d_1 d_2 d_3,$
 $\dots) = (\beta'_{11}, \beta'_{12}, \dots), (\beta'_{21}, \beta'_{22}, \dots)$
 $\dots, (\beta''_{11}, \beta''_{12}, \dots), (\dots), \dots$ 及 $(\beta_{d_1}, \beta_{d_2},$
 $\dots)$ トシテ 無 理 數 群ヲ (1.1) 對 應 + シム。 (可

附番集合ヲ作ルモノノミナル故、(1.1) 對應ハ可能ナリ))

(其他ノモノハ皆其ノマニ對應セルナリ)

即チ (b) ノ時モ (a) ト同様ニナルナリ。

斯クシテ (a), (b) ノ何レノ場合ニテモ常ニ $(N_1 + n_1)$ ノ無理数集合ト有理数ノ集合トヲシテ (1.1) 對應ヲナサシメ得ルナリ。 (p.e.d.)

コノ性質ヲ (V) ト名ツク。

之等ノ規則 (I), (II), (III), (IV), (V) ニヨリ無理数ノ集合 N ト有理数ノ集合 R トハ (1.1) 對應ヲナサシメウルコトヲ証シ得。

(帰謬法ヲ用フ)

(証)

N が非可附番集合ナリトセヨ。

今 R ノ元素ハ皆完全排列集合 (*wohl geordnete Menge*) ニ排列シタル故 R ヲ出末得ル限リ多クノ「無限部分集合」ニ分割シテ逐次完全排列集合ヲ作り行ケバ極限ハ $\rightarrow \Omega$ トナル (Ω ハ第二 class ノ超限数ナリ)

從ツテ R ヲ如何ニ「無限部分集合」ニ分解スルモ N 中ニハ之レト對應セズニ残ル元素ヲ存ス。コノ一ツヲ γ トセヨ、然ラバ γ ハ今迄ノ無理数 (即チ有理数ト對應セル無理数) 中ニハナキ故必ず又 $(\gamma_{11}, \gamma_{12}, \dots \rightarrow \gamma)$, $(\gamma_{21}, \gamma_{22}, \dots \rightarrow \gamma)$, \dots ヲ満足スル無数ノ無理数群 $(\gamma_{11}, \gamma_{12}, \dots)$, $(\gamma_{21}, \gamma_{22}, \dots)$, \dots $\in N$ ノ残りノ中ニアルベシ。

從ツテ (V) ニヨリテ R ハ尚「無限部分集合」ニ分割シ

得ルコトトナル。結局無理數中ニ R ノ元素ト對應セズシテ殘
ルモノノアル間ハ尚 R ハ分割シウルコトトナリ。コレ R ハ已
ニ完全ニ（出來得ル限り）「部分集合」ニ分割シ終リタリト
イフ假定ニ反ス。故ニ無理數ノ集合 N カ非可附番集合ヲ作ル
コトハ不可ナリ。

Q. E. D.

(注意1)

勿論 R ヲ分割スル方法ニハ終リナク從ツテ其ノ実行ハ出來
ヌモノナルカ、 R ヲ出來得ル限り分割シテ迄メバ完全排列
集合ヲ逐次得ラレ且ツコノ極限ハ Ω ナル故、 R カ完全ニ分
割シウル迄 R ノ分割ハ続行シ得ラル、モノナリト考ヘテ差
支ナシ、實行上デナク思惟上ノコトナリ。